

「国際規格の省エネルギー自動車生産投資 事業の審査団の任命 (No. 2/2549)」

2006 年

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

公印
(ガルダ)

投資奨励委員会命令

第 2/2549 号

国際規格の省エネルギー自動車生産投資事業の審査団の任命

投資奨励委員会が 2006 年 11 月 20 日に国際規格の省エネルギー自動車生産投資事業の奨励を可決したが、この事業に投資する希望者の提案を審査するために、審査団を任命することになっている。

投資奨励委員会の決議を実行するために、1977 年投資奨励法第 11 条の権限により、以下の審査団を任命し、その役割と権限を決定する。

構成員

- | | |
|--|--------|
| 1. 投資奨励委員会事務局長 | 委員長 |
| 2. 経済産業事務局の局長 | 委員 |
| 3. 投資奨励委員会事務局の副事務局長
(Miss ストット・インタタイオン) | 委員 |
| 4. チュロンコン大学工学部の学部長 | 委員 |
| 5. Mr. ソムチョーフ・チャイウエー | 委員 |
| 6. 自動車機関の所長 | 委員 |
| 7. 投資奨励委員会事務局 権利・恩典管理第 2 課の課長 | 委員・書記 |
| 8. Mr. ナッタホン・ランシットホン | 委員・副書記 |
| 9. Miss ソンクリン・ホロミー | 委員・副書記 |

役割・権限

1. 国際規格の省エネルギー自動車生産の投資を希望する者の投資計画と生産計画を一次審査し、投資奨励委員会に提案するために、支援策を提案する。
2. 投資奨励委員会から委任される他の業務を遂行する。

以上、告示日より施行する。

発令日 2006 年 11 月 29 日

(Mr. Kosit PANPIEMRAS)

副首相

投資奨励委員会の委員長